二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十六年十月二十七日農林水産省告示第千六百四十二号、昭和五十一年三月十六日農林省告示第二百四十号、昭和五十八年二月十五日農林水産省告示第百五十三号（六及び七に係るものに限る。）、平成五年四月八日農林水産省告示第三百二十六号、平成六年六月十三日農林水産省告示第九百四十号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
平成六年二月十四日農林水産省告示第三百二十六号、昭和五十年一月二十四日農林省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）、昭和六十一年五月十日農林水産省告示第六百七十六号（三に係るものに限る。）、昭和四十八年十二月一日農林省告示第二千三百十八号（一から三まで及び五に係るものに限る。）、昭和五十年三月三十一日農林省告示第三百九十二号、昭和五十八年五月十日農林水産省告示第六百三十九号（二に係るものに限る。）、昭和五十八年七月二十日農林水産省告示第千二百二十三号、平成六年十一月十八日農林水産省告示第千五百八十九号（二から四までに係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和四十一年十月十三日農林省告示第千百九十九号（二から五までに係るものに限る。）、平成十二年六月五日農林水産省告示第七百六十八号、昭和四十二年八月二十九日農林省告示第千二百三十五号（一、二及び四に係るものに限る。）、昭和四十九年十一月十九日農林省告示第千百三号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
昭和四十八年六月五日農林省告示第千百二号（二に係るものに限る。）、平成七年八月九日農林水産省告示第千百九十三号（一及び二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成七年九月二十一日農林水産省告示第千五百二十二号（二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）